

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.100 2018/2/10

### 1 「食品表示基準について」の一部改正について

2月8日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の規定に基づく食品添加物公定書第9版が公表されました。

つきましては、「食品表示基準について」別添 添加物2-1の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）、別添 添加物2-1、既存添加物名簿収載品目リストの改正内容。

表中、基原・製法・本質欄中、多くの既存添加物について記載内容が、※に改められ、※については表の最後に次のとおり記載された。

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。

なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されていないなければならない。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180208\\_0004.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180208_0004.pdf)

新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180208\\_0005.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180208_0005.pdf)

### 2 腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査体制の整備及び研修会の開催

2月8日、厚生労働省は健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局食品監視安全課長の連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

昨年、関東地方を中心に腸管出血性大腸菌 0157 の患者が発生した事案については、「腸管出血性大腸菌感染症・食中毒事例の調査結果取りまとめについて」により、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局食品監視安全課長から通知したところ。

当該取りまとめにおいて、今後の対応として、詳細な調査を行うための遺伝子検査手法を統一化し解析を進めることとし、具体的には、全ての菌株の遺伝子型別の検査について、反復配列多型解析法（MLVA）※への統一化を図ることとしているので、対応をお願いします。

※実施可能な血清型（0157、0111、026）から順次実施。

3. について

また、反復配列多型解析法（MLVA）による検査体制の整備に向けた準備を進めるため、反復配列多型解析法（MLVA）技術研修を開催する。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000193841.pdf>